

最大50万円助成します！

市内の飲食業を応援します！

伊達商工会議所 飲食業店舗改装等助成金

申請期間

6月2日(月) » 1月30日(金)

【補助対象者】

1. 伊達市内において現に営業し、かつ伊達商工会議所会員である飲食店（日本標準産業分類にいう飲食店（ただし、管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）をいう。）
2. 市税を滞納していない者であること。
3. 伊達市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第2号）第2条第1項から4号までに掲げる者に該当しない者であること。

【補助対象事例】



【エアコン設置・入替】



【小上がりに椅子席導入】



【トイレリフォーム】

※この他にも来店者の利用促進に供する工事及び設備であれば、対象となる可能性がありますので、お気軽にご相談ください！！

ただし**交付決定前に着手した工事及び設備の設置、消耗品また市外の施工業者の利用等は本助成金の対象外**となりますのでご注意ください。

※その他詳細はホームページをご確認ください。

